

11日間の米国留学

2019年春休み

小学生の **わんぱく留学**

中高生の **ジュニア留学**

家族の一員として生活する「家庭生活体験」

同世代の子ども達と授業を共に受ける「学校生活体験」

職場見学や地域の方々と触れ合う「社会生活体験」

総合的異文化学習を目的としたホームステイプログラムです。

研修企画 南日本カルチャーセンター

後援 南日本新聞社／エフエム大分／佐賀新聞社
長崎新聞社／宮崎日日新聞社／琉球新報社
鹿児島県PTA連合会／宮崎県PTA連合会
佐賀県PTA連合会／沖縄県PTA連合会

お問い合わせ・お申し込み先

説明会

日時 プログラムに関して説明の

会場 必要な方は、お気軽に
お問い合わせください。

(株)南日本カルチャーセンター

〒890-0056 鹿児島市下荒田3丁目16番19号
TEL 099 (257) 4333 (代表)
FAX 099 (250) 0321
ホームページ <http://www.mncc.jp>
観光庁長官登録旅行業第1355号 (株)日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 平原 靖子
営業時間 平日 9:00～18:00 (3～8月) 土日祝 休み
9:00～17:00 (9～2月)
お問い合わせ専用フリーダイヤル：0120-212122

南日本カルチャーセンターのホームステイプログラムの特色

教育的なプログラムである

「ホームステイは、児童・生徒の観光旅行であってはならない」というのがセンターの一貫したホームステイの理念です。ただし、近年ではホームステイすることそのものが目的化してしまい、ホームステイをした経験だけで満足しているのが現状です。センターでは、ホームステイを通して、何をどう学ぶのかということが、最も重要であると考えています。センター独自の事前学習に取り組むことで、ホームステイを、ただ単に「～が楽しかった」という思い出にするのではなく、「～から～を学んだ」という実質的に身になる何かを得て欲しいと思います。

オリエンテーション（事前研修会）が充実している

渡航前に実施されるオリエンテーションでは、徹底した異文化学習の指導と自文化紹介のための方法、ホームステイにおける学習の仕方や危機管理についての説明を行います。このオリエンテーションの内容を忠実に実行すれば、成果の多い異文化学習が体験できます。

期間中の様子をホームページ上で公開する

このプログラムでは、ホームステイ期間中の日本との国際電話や、携帯電話・スマートフォン等の持参を禁止しています。日本の家族・知人と米国にいる研修生が、直接連絡を取り合うことはできませんが、研修生が活動に取り組み、現地の方々と交流する様子は、同行する引率指導者から、写真や動画、活動報告レポートという形で送られ、それらをセンターのホームページ上に掲載します。

募集内容

留学目的：

若い年代のうちに異文化を体験することほど価値のあることはありません。日本と異なる言語、文化、生活習慣、価値観をもつアメリカにおいて、同世代の子どもたちと触れ合い、相互理解を深めることで、異なる価値を受け入れ、世界標準というものの考え方のできる人材育成を目的としています。

留學生資格：

- 日本国籍を有し、申し込み時点で下記に該当する方
わんぱく留学・・・小学4年生、5年生、6年生
ジュニア留学・・・中学生、高校生
- 主体的に行動し、異文化を学ぶ姿勢のあること
- 心身健康で、自分の身の回りのことを一人で行えること
- 参加者・保護者共にプログラムの趣旨を理解できること
- センターからの指示・決定事項を遵守できること

留学期間・定員・費用：

コース	留学期間	定員	費用
わんぱく留学	2019年3月27日～4月6日	50名	388,000円
ジュニア留学	2019年3月27日～4月6日	100名	388,000円

※上記費用には、燃油サーチャージ等は含まれません。
※上記費用は、福岡、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、那覇空港発着の料金となります。詳細はおたずね下さい。
※最少催行人員は、各コースとも15名です。

留学地：アメリカ合衆国（西海岸の郊外都市）

申込締切日：2019年1月31日（定員になり次第締め切ります。）

利用航空会社：日本航空、全日空、デルタ航空、大韓航空、エバー航空、ユナイテッド航空、アジアナ航空、中華航空、アラスカ航空、アメリカン航空

留学費用に含まれるもの：

1. 往復航空運賃エコノミークラス
 2. 集合から解散までに発生する活動中の交通費
 3. 米国受入機関の運営費用及び準備費用
 4. 米国内における団体行動中の費用一切
 5. オリエンテーション費用
 6. ガイドブックなどの学習資料・配布物の諸経費
 7. 引率指導者同行費用
- ※ 家庭内での食事と宿泊は、ホストファミリーの好意により提供されます。

留学費用に含まれないもの：

1. 米国税関申告書作成料、携帯品・別送品申告書作成料、電子渡航認証システム（ESTA）代理申告手数料や有効性確認などの費用9,000円
2. ESTA申請料1,800円
*有効なESTAの所有が確認された場合は必要ありません。
3. パスポート印紙代/都道府県庁納付金 *所持者は不要
12才以上・・・11,000円/12才未満・・・6,000円
4. 米国出入国通行税、入国審査料、税関審査料、検疫使用料、米国保安料、空港施設使用料 約8,000円
5. 国内空港施設使用料や旅客保安サービス料、航空保険特別料金、空港税など 約4,000円
6. 燃油サーチャージ料 約28,000円（2018年8月1日時点の目安）
7. 国際観光旅客税 1,000円
8. 超過航空受託手荷物料金
9. 任意の海外旅行傷害保険料
10. 個人的なお小遣い

旅程管理：

添乗員は同行しませんが、引率指導者が国際線出発空港から同行します。期間中は常に、センター本社と連絡を取り合います。

研修内容

学校生活体験：

ビザ免除の条件内活動の範囲で、授業を受ける留学体験を行います。

わんぱく留学	アメリカの語学学校で、同年代のアメリカ人児童と一緒に、現地英語教師による授業を受けます。活きた英語に囲まれた環境で、一緒に工作やゲームなどを通じて友達作りをすることができます。「英語を学ぶ」のではなく、「英語で学ぶ」授業を体験します。
ジュニア留学	アメリカの学校に体験入学し、通常の授業を受けます。音楽や体育、数学、歴史、そして国語としての英語、コンピューター、また、日本にはないようなユニークなクラスもあります。授業のほとんどは理解できないかもしれませんが、同じ時間と空間を共有することで、同年代のアメリカ人の子どもたちがどのような授業を受けているのか、先生との関係はどうか、教育のシステムや学校の雰囲気等の日本との違いを、観察することができます。将来的に長期の留学を目指している方に最適なプログラムです。

社会生活体験：

警察署、消防署、市役所、郵便局などの公共施設等を訪問し、そこで働く方々から仕事内容の説明を受ける社会見学や、学校、老人ホーム等で日本文化を紹介する文化交換会、工場や農場見学やボランティア活動等、様々な体験をします。

家庭生活体験：

日中の活動が終了すると、皆さんはホストファミリーの家に帰り、翌日学校が始まるまで、家庭でそれぞれの時間を過ごします。この家庭での時間にホストファミリーは、皆さんに特別なことを計画しているわけではありません。皆さんをゲストとして特別扱わず、普段通り

の生活を送るだけです。ですから、ホストファミリーとの家庭生活に多くのものを期待することは禁物です。ホストファミリーは、純粋な博愛精神で皆さんを受け入れており、皆さんに対して様々な場所に連れて行くという義務は一切負っていません。また、家庭内での食事や宿泊の提供も、彼らの好意によるものであり、義務ではありません。もし、「ホストファミリーが～してくれない」という彼らへの不満や苦情があるとすれば、それらはお客様意識や家庭に受け入れてくださる寛大な気持ちに対する理解や認識不足、また、ホストファミリーの比較によって生まれるものです。彼らの善意に応えるよう常に感謝の気持ちを持って、責任ある行動を心がけましょう。

ティーチャーコーディネーター（TC）：

ティーチャーコーディネーター（TC）と呼ばれる米国人コーディネーターが、各種活動の企画や手配、現地学校との連絡等を行います。ホストファミリーの募集と決定も、TCが中心となって行います。問題が発生した際には、日本人の引率指導者と共に問題解決に尽力してまいります。

引率指導者：

日本を出発し帰国するまで、参加者の指導にあたります。皆さんと同じステイに滞在し、基本的に、期間中に企画された活動の全行程に同行します。

ウェルカムパーティーとサヨナラパーティー：

ウェルカムパーティーは、ホストファミリーとTCが中心となって行われます。ゲームをしたり、歓談したり、他のホストファミリーと交流を深める場でもあります。そこでどういう過ごし方をするのか、どのようにふるまうべきか、アメリカ式パーティーのあり方を学んでください。サヨナラパーティーは、参加者が中心となり、お世話になったホストファミリーやTCに対して感謝の意味を込めて行うものです。歌や踊りや特技等を披露し、みんなが一人となり成功させましょう。学校でお別れ会をすることもあります。

スケジュール表

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
午前	時差の関係で、日本出発と米国到着が同日。バスでステイ地到着後、夕刻からウェルカムパーティー。	授業	授業	それぞれのホストファミリーと過ごす	それぞれのホストファミリーと過ごす	授業	授業
午後		ステイ地のダウンタウンツアー	シニアセンターで文化交流会			消防署や警察署を訪問	イースターエッグペイント体験
	8日目	9日目	10日目	11日目	※このスケジュールはおおよそのひな形です。実際のスケジュールは、オリエンテーションまでにお渡しします。		
午前	授業	授業	帰国日。ホストファミリーと別れてバスで空港へ。TCとは空港でお別れ。	日本到着。入国手続き後、国内線に乗り継ぎ各県へ。着後解散。			
午後	ボランティア体験	サヨナラパーティー準備。夕刻からパーティー本番。					

申込方法

お申し込みに必要なものは**参加申込書**と**参加申込金**です。
参加申込書…下記の申込書に楷書でご記入ください。
参加申込金…50,000円 *研修費用の一部に充当します。

以上の2点を、下記の申込先までご郵送ください。申込金は口座振込もしくは現金書留で受け付けます。センターに到着次第、正式書類一式、ガイドブック等をお送りします。

申込先：〒890-0056 鹿児島市下荒田3丁目16番19号
 株式会社 南日本カルチャーセンター

※残金は、2月25日までに支払ってください。

振込先： 三井住友銀行 鹿児島支店 普通口座 828282
 肥後銀行 鹿児島支店 普通口座 1055554
 南日本銀行 本島支店 普通口座 230800
 鹿児島銀行 鴨池支店 普通口座 3138706
 沖縄銀行 本島支店 普通口座 1278721
 郵便振替口座 02010-8-32878
口座名： 南日本(ミナミニホン)カルチャーセンター
 ※お振込みの場合は、必ず**参加者名**で送金してください。

参加の取り消し：
 参加をお取り消しになる場合、下記の取消料をお支払いいただきます。
 出発日の前日より起算して30日前から3日前……………研修費用の20%
 出発日の前々日より出発日当日……………研修費用の50%
 研修開始後以降、又は無連絡不参加……………研修費用の全額

わんぱく・ジュニア留学参加申込書

コード

太わくの欄は記入しないでください。	県	小	中	高	県番号	小	中	高	全体番号	担当者名
	ふりがな	氏名		男	生年月日	平成	年	月	日	(満才)
学校名・学年	学校		年	コース	<input type="checkbox"/> わんぱく留学		<input type="checkbox"/> ジュニア留学			
希望発着空港	<input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 熊本 <input type="checkbox"/> 長崎 <input type="checkbox"/> 鹿児島 <input type="checkbox"/> 宮崎 <input type="checkbox"/> 大分 <input type="checkbox"/> 那覇 <input type="checkbox"/> その他()									
(ふりがな) 現住所	〒()-()		都・道 府・県		市 郡		☎()-()-()			
連絡先	保護者携帯電話：()-()-()				自宅FAX：()-()-()					
メールアドレス：										

※今後、携帯やパソコンのメールアドレスに、プログラムに関する連絡を差し上げる場合がございますので、ご了承ください。

続柄	ご家族の氏名	生年月日	職業(会社名・学校名)

写真不要

長所	短所
持病・既往症 無・有()	趣味特技
このプログラムを何で知りましたか。 1. 新聞・ラジオ 2. プリント 3. ホームページ 4. 先生() 5. 参加者() 6. 知人()	
今回一緒に参加される友人がいたら名前を記入してください。	
申込金	渡・送
申込金は□年 月 日()に振り込みました。 □申込書と一緒にセンターに現金書留で送ります。	受付
旅券	渡・送
無・有 ※有りの方は、顔写真ページのコピーを本申込書と一緒に提出してください。	申込金
渡航歴	正式書類 ORN 案内
無・有(国名:)	渡・送

■ わんぱく留学／ジュニア留学に参加して

私が泊まらせてもらった家は、4人の女の子とお父さんお母さんがいて、子供たちと一緒に遊んだり、日本のおりがみやひらがなをおしえたりしました。最初は何を言っているのか分からなくて、てきとうな返事をしていけど、だんだんわかってきて、だいたいのことは分かるようになったのでよかったです。でも、2才でも話せる英語が分からないのがとてもよかったです。で、中学校からの英語の授業や独学で次アメリカに行く時までに、しゃべれるようになります。

沖縄県南大東小学校6年 池田 七海

学校に行くと、アメリカの子供たちをみて、分からなくても、答えが間違っていそうでも発表を行うというような姿勢を学んだ。間違えていても、うまく伝わらなくても一生懸命伝えてみようと思ひ、身ぶり手ぶりをつかってコミュニケーションをとろうと努力することができた。自分の思いが伝わったときはとてもうれしかった。うまくいかないことばかりで、めげそうになったときもあったが、あきらめなかったら絶対にできると信じて一歩ずつがんばることができた。

長崎県青島中学校1年 小山 陽菜

車の窓から見る景色も違って、スーパーで見る色んな文字も、自然に耳に入ってくる話し声も全部が感じたことがなく、びっくりしました。でも、一日一日をアメリカでアメリカ人と生活していると、少し慣れてきました。それに、絶対分らないか合えないかと思っていた同年代の子と話しているとき、「あの先生はこわい」とか、日本でよく聞く内容を聞いて、考えることは同じなんだと思うことができました。10日間の経験で、「もっと関わりを持って」という新たな可能性を見つけ出すことができました。

大分県大東中学校1年 原田 凜己

自分から積極的に手を挙げ、トライするアメリカの生徒たちをみて、驚きと感動を覚えました。アメリカの生徒たちは、各自で答えを考え、それをみんなの前で発言していました。間違いを恐れず、積極的にトライしようとするアメリカの生徒たちは、本当にすごいと思います。日本の学校に戻ったら、彼らを見習って、間違えることを恐れずに、自ら積極的に手を挙げ、発言しようと思いました。

鹿児島県志学館中等部3年 赤池 浩弥

外国人の家に暮らしていることにすごく違和感を感じました。朝は毎日パンがラノローラを食べて、昼食の準備は全て自分でしました。朝自分一人で起きられるか不安で夜中何度も起きましたが、朝食・昼食の準備をしなればならないと思うと、自分で時間の管理ができて頭がすっきりしました。アメリカに初めて来て、日本は何もかもが本当に便利すぎることに気づきました。アメリカという国の生活を体験してこそ分かる、家族の大切さ、外国からみた日本がわかりました。この経験は、自分の将来の大きなステップになると思います。

宮崎県宮崎北高校1年 前原 蘭

最初の頃は、自分の英語が通じるか相手の言っている事が理解でき行動することができるかなど不安の山積みでした。しかしホームステイ先で過ごしていくにあたってアメリカのお母さんができるだけ僕たちが理解できるようにゆっくり話してくれたり、くり返してくれたりとかさまざまな工夫をしてくれました。そのおかげで聞く力がつきました。アメリカ人はとてもフレンドリーで僕が廊下を歩いているだけで話しかけてくれたので、学校での生活は受け答えをする力がつき、苦に感じず過ごしやすい環境でした。

佐賀県佐賀大学教育学部附属中学校2年 山崎 啓将

ホストファミリーは、英語はもちろん、日頃の家庭での生活のことから、アメリカのことまで細かく、やさしくしてくれて、英語が話せなくても、甘えようとしてくれる私に、自分で伝えることができるようにとたくさんチャンスを与えてくれました。初日は厳しい人だと思っていたけど、自分に甘えるためにホームステイをしたわけではないので、そこを全て含めて考えると、この家にホームステイすることになってよかったと、心から思うようになりました。

沖縄県松島中学校2年 渡邊 雅

アメリカをたつ日、朝早いにもかかわらずママと3人の妹たちが見送りに来てくれた。悲しくて涙が止まらなかった。ママの「私たちも日本に行くから待ってて。」その言葉を最後にバスに乗り込んだ。もう、行かないと、そう思い、辛かったが足を進めた。忘れられない大切な思い出がたくさんできた。人の温かさ、優しさ、愛、感情を口に出すことの大切さ、自分に自信をもつこと、いつも前向きでいること、たくさん大切なことも学んだ。

鹿児島県大開口光学園中学校2年 横山 眞子



■ その他のプログラム条件

下記は、旅行業法等に基づき、参加者に交付する取引条件説明書および契約書面の一部です。参加申込に際してはパンフレットを十分ご確認のうえ、本プログラムの内容をご理解いただけますようお願いいたします。このプログラムは、2018年6月1日の運賃・料金を基準としております。

●募集型企画旅行契約

このプログラムは、南日本カルチャーセンター（観光庁長官登録旅行業第1355号）以下「当社」として、旅行企画・募集実施するプログラムであり、このプログラムの参加者（参加者が未成年の場合は、その保護者は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という。）を締結することになります。契約の内容は、条件は、パンフレットに記載されている条件のほか、本プログラム条件説明書、出発前にお渡しする確定書面及び、当社の「旅行業約款」（以下「募集型約款」という。）によります。当社は、参加者が当社の定めるプログラム日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他のプログラムに関するサービス（以下「プログラムサービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

●旅券・査証について

このプログラムには、帰国日まで有効な旅券（パスポート）が必要です。

●契約書面および確定書面

契約書面とは、パンフレット、本プログラム条件書、受諾書をいい、確定書面とはプログラム開始前にお渡しする研修日程表と、集合解散の案内書の内容のことをいいます。

●研修地に「海外危険情報」が発出された際の催行中止について

お申込後、プログラムの目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社はプログラムの催行を中止する場合があります。その場合は、プログラム費用を全額返金します。ただし、当社が安全に對し適切な措置が取られると判断して、プログラムを催行する場合があります。この場合に参加者がプログラム参加を取りやめられると、当社は所定の取消料をいただきます。

●契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、プログラム日程、サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い、プログラム費用を変更することがあります。さらに、著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に超えて、利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合には、プログラム費用を変更することがあります。増額の場合は、プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に参加者にその旨を通知します。

●参加者による契約の解除（取消料のかかる場合）

参加者は、所定の取消料を支払い、契約を解除することができます。当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も、所定の取消料をいただきます。お取消しの連絡は、当社営業時間（9時～17時（土・日・祝日休業））のみお受けします。

●参加者による契約の解除（取消料のかからない場合）

下記の場合は、取消料はいただきません。

- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が募集型約款第29条に掲げるものその他の重要なものであることに限る。
- ② プログラム費用が増額されたとき。
- ③ 当社が参加者に対してプログラム開始日の1週間前までに確定書面を交付しなかったとき。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初のプログラム日程通りのプログラム実施が不可能になったとき。

●当社による契約の解除（プログラム開始前）

当社は次の場合は、プログラム開始前に、契約を解除することがあります。

- ① 参加者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格その他の参加者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ② 参加者が病気その他の事由により、当該プログラムに耐えられないと認められるとき。
- ③ 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④ 参加者が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤ 参加者の数がパンフレットに記載した最少参加者数に達しなかったとき。この場合、プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時は33日目）に当たる日より前に、プログラムを中止する旨を参加者に通知します。
- ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由により、パンフレットに記載したプログラム日程に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

⑦ プログラム費用をパンフレットに記載された期日までにお支払いいただけないとき。この場合、参加者は当社に対し、所定の取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。

●当社による契約の解除（プログラム開始後）

当社は次の場合は、プログラム開始後であっても、契約を解除することがあります。

- ① 参加者が病気その他の事由によりプログラムの継続に耐えられないとき。
- ② 参加者がプログラムを安全かつ円滑に実施するための引継ぎの指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該プログラムの安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社との関与し得ない事由により、プログラムの継続が不可能になったとき。

当社がプログラム開始後に契約を解除したときは、当社と参加者の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合は、参加者が既に提供を受けたプログラムサービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

●当社の責任

当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配担当者」という。）が故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物に關係する賠償限度額は、参加者1名につき15万円を限度として賠償します。また、参加者が天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配担当者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

●特別補償

当社は、参加者がプログラム参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規定により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、1個又は1対1についての賠償限度は10万円）を支払います。

●旅程保証

当社は、プログラムに下記の変更が行われた場合は、募集型約款の規定により、その変更の内容に応じてプログラム費用の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、変更補償金の額は、プログラム費用の15%を限度とします。また、一つの契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- ① プログラム開始日又は終了日の変更。
 - ② プログラムの目的地の変更。
 - ③ 運送機関の種類又は会社名の変更。
- 当社は上記の契約内容の変更が生じた原因が以下にある場合は、変更補償金を支払いません。
- ① 天災地変 ② 戦乱 ③ 暴動 ④ 官公署の命令
 - ⑤ 欠航、不通、休業等の運送機関等のサービス提供の中止。
 - ⑥ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
 - ⑦ 参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置。

●参加者の責任

参加者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該参加者は損害を賠償しなければなりません。参加者は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットに記載された参加者の権利・義務その他の契約内容について理解するよう努めなければなりません。

●個人情報取扱について

当社は、お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、参加者との間の連絡のために利用させていただきます。但し、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用します。このほか、当社の取り扱っている商品のご案内、プログラム参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成に、参加者の個人情報を活用させていただくことがあります。また、センター職員や関係者等が撮影した画像や動画を、当社ホームページや印刷物等に、本人が特定されない内容で掲載させていただくことがあります。

●燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、プログラム費用には含まれておりません。利用航空会社により必要となる場合がありますので、プログラム費用と併せてお支払いください。参加者が燃油サーチャージの徴収を理由に契約を解除される場合は、所定の取消料を申し受けます。

●募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。